



神戸市公報

発行所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人

神戸市長

発行日

毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	1
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	2
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	3
告示	公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始並びにその関係図面の縦覧	建設局下水道部経営管理課	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	8
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	10
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 五色山5号線)	建設局道路管理課	13
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 舞子98号線)	建設局道路管理課	14
公告	開発行為に関する工事の完了(北区甲栄台1丁目ほか)	都市局都市計画課	15
市会事務局	特別の勤務に従事する神戸市会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程	市会事務局総務課	17
その他	神戸市職員共済組合が保有する不動産の売払いの一般競争入札の実施	行財政局厚生課神戸市職員共済組合	20

令和8年7月28日 神戸市公報第3973号

神戸市告示第234号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションこころんく	神戸市北区鳴子 2 丁目 17 番地の 2	令和 8 年 6 月 1 日

神戸市告示第235号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 介護事業者

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
小規模多機能施設更紗	神戸市長田区野田町 9 丁目 4 番 13 号	医療法人社団 渾深会	神戸市兵庫区大開通 8 丁目 2 番 2 号	令和 8 年 5 月 31 日	

神戸市告示第236号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
医療法人明倫会ヘルプーステーションもとやま	(新)神戸市東灘区 本山中町 4 丁目 7 番 7 号 (旧)神戸市東灘区 本山中町 4 丁目 2 - 3	医療法人明倫会	神戸市東灘区 本山中町 4 丁目 1 番 8 号	令和 8 年 5 月 28 日	訪問介護 居宅介護支援(ケアプラン作成) 介護予防訪問介護 訪問型サービス (独自) / 生活支援訪問サービス)

神戸市告示第237号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局下水道部管路課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 供用開始及び下水の処理開始の年月日

令和8年8月1日

2 下水を排除する区域及び処理する区域並びに供用を開始する排水施設の位置

(1)中央区 港島南町6丁目、7丁目の各一部

(2)北 区 有野町有野、有野町二郎、道場町日下部、西山2丁目、
八多町下小名田、花山台、山田町小部東山、山田町下谷上、緑町1丁目
の各一部

(3)垂水区 名谷町、西舞子1丁目の一部

(4)西 区 伊川谷町有瀬の各一部

3 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

4 終末処理場の名称及び位置

(1) 中央区は、ポートアイランド処理場

(2) 北区有野町有野、有野町二郎、道場町日下部、西山2丁目、八多町下小名田は、
兵庫県武庫川上流浄化センター
北区花山台、山田町小部東山、山田町下谷上、緑町1丁目は、
兵庫県加古川上流浄化センター

(3) 垂水区は、垂水処理場

(4) 西区は、玉津処理場

神戸市告示第238号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39 台 原動機付自転車 1 台	令和8年6月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
	中央区長期放置	自転車 35 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月2日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 46 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月4日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月8日	
	中央区長期放置	自転車 13 台 原動機付自転車 1 台		
	中央区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月10日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月12日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月13日	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 28 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月15日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 49 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月18日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月23日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		

令和8年7月28日 神戸市公報第3973号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月2日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月5日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月8日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月9日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 22 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月10日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月11日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月15日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月17日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 27 台 原動機付自転車 1 台	令和8年6月20日
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 1 台	令和8年6月25日
	兵庫区長期放置	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月26日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月29日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 1 台	

神戸市告示第239号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び 返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台		
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月5日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月11日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月17日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月22日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年6月25日	
	垂水区管内長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		

神戸市告示第240号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23条の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 4 台	令和8年6月4日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
	阪神御影駅周辺	自転車 1 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
	J R 住吉駅周辺	自転車 5 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 4 台	令和8年6月4日			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
	摩耶駅周辺	自転車 1 台			令和8年6月5日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
	王子公園駅周辺	自転車 0 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台				
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 23 台	令和8年6月5日			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
	J R 住吉駅周辺	自転車 3 台			令和8年6月10日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
摂津本山駅周辺	自転車 6 台					
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台					
岡本駅周辺	自転車 1 台					
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台					
深江駅周辺	自転車 2 台					
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台					
青木駅周辺	自転車 4 台					
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台					
魚崎駅周辺	自転車 1 台					
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台					
阪神御影駅周辺	自転車 5 台					
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台					
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	王子公園駅周辺	自転車 2 台	令和8年6月11日			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台				
	六甲道駅周辺	自転車 14 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 2 台	令和8年6月16日			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
	摂津本山駅周辺	自転車 1 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
	岡本駅周辺	自転車 1 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
	阪急御影駅周辺	自転車 0 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台				
	深江駅周辺	自転車 4 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台				
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神御影駅周辺	自転車 2 台	令和8年6月16日			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台				

別表

稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車	4 台	令和8年6月17日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	摩耶駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	新在家駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車	20 台	令和8年6月22日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	東灘区管内	自転車	25 台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	8 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪急御影駅周辺	自転車	6 台	令和8年6月23日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	灘区管内	自転車	17 台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	六甲駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年7月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月11日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	五色山5号線	神戸市垂水区五色山4丁目 1519番19地先から	新	15.40	最大 5.00 最小 4.90
		神戸市垂水区五色山4丁目 1519番11地先まで	旧	15.40	最大 3.90 最小 3.80

神戸市告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年7月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月11日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	舞子98号線	神戸市垂水区歌敷山1丁目 1957番16地先から	新	7.90	最大 4.00 最小 4.00
		神戸市垂水区歌敷山1丁目 1957番16地先まで	旧	7.90	最大 4.00 最小 3.70

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年7月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区甲栄台1丁目18番1の一部、18番5、18番78、18番79、18番80、18番81、18番86、甲栄台2丁目3番97、3番99、3番100、3番101、3番102、3番115、3番116、3番117、14番30、14番30地先道路、14番106、14番107、14番108、14番109、甲栄台3丁目1番1の一部、1番2、1番3、1番4、1番5、3番64、3番64地先道路、3番103、12番2、12番3、12番14、12番15、14番107、緑町7丁目18番48、18番51、18番52の一部、山田町小部字ハシ折山18番6、24番の一部、山田町小部字出坂山14番110の一部の内9工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 熊野 聡

大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

パナソニック ホームズ株式会社

代表取締役 藤井 孝

大阪市北区大淀中1丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

（代理人）

兵庫県明石市大明石町2丁目1番32号

積水ハウス株式会社 神戸支店

支店長 川合 啓之

許可番号

令和2年11月10日 第7074号

（変更許可 令和3年12月8日 第1470号）

（変更許可 令和4年8月16日 第1491号）

（変更許可 令和4年11月8日 第1499号）

（変更許可 令和5年7月19日 第1508号）

（変更許可 令和5年10月13日 第1513号）

（変更許可 令和6年12月9日 第1528号）

（変更許可 令和7年6月27日 第1540号）

（変更許可 令和8年4月28日 第1546号）

（変更許可 令和8年6月4日 第1549号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区有馬町字乙倉谷188番2の一部、188番17の一部、188番23、195番1、195番7、195番8、196番1、196番2、196番3の一部、197番1の一部、197番2、197番3の一部、197番4、197番5、197番6の一部、198番2の一部、198番3の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市沼町2番1号

リバー産業株式会社

代表取締役 河 啓一

許可番号

令和8年3月18日 第7140号

(変更許可 令和8年4月28日 第1545号)

3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区学が丘5丁目2番8、2番3の一部、1番1の一部、1番4の一部
の内1工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区淡路町3丁目5番13号

株式会社創建

代表取締役 吉村 孝文

許可番号

令和6年12月11日 第8225号

(変更許可 令和7年8月28日 第2237号

変更許可 令和8年6月9日 第2292号)

特別の勤務に従事する神戸市会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年7月28日

神戸市会議長 よこはた 和 幸

神戸市会規程第1号

特別の勤務に従事する神戸市会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

特別の勤務に従事する神戸市会事務局職員の勤務時間等に関する規程（令和6年6月市会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（勤務時間等） 第2条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の勤務時	（勤務時間等） 第2条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の勤務時

間、休憩時間及び週休日は、神戸市職員の勤務時間に関する規則（平成6年12月規則第72号。以下「規則」という。）第2条第1項第5号に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の休憩時間は、規則第2条に定めるとおりとする。

別表（第2条関係）

特別の勤務に従事する職員		勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等					
市会事務局総務課	守衛、管理員	(1)	午前7時30分から午後4時15分まで	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]	[略]		

間、休憩時間及び週休日は、神戸市職員の勤務時間に関する規則（平成6年12月規則第72号。以下「規則」という。）第2条第1項第4号に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の休憩時間は、規則第2条に定めるとおりとする。

別表（第2条関係）

特別の勤務に従事する職員		勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等					
市会事務局総務課	守衛、管理員	(1)	午前7時45分から午後4時30分まで	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]	[略]		

備考 [略]	備考 [略]
--------	--------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

神戸市職員共済組合公告第 693 号

神戸市職員共済組合が所有する不動産の売払いの一般競争入札を実施しますので、神戸市職員共済組合定款第5条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年7月17日

神戸市職員共済組合
理事長 今 西 正 男

記

1 一般競争入札に付す物件

(土地)

所在地 岡山県美作市湯郷字びく二畑ケ 484 番 1

地目 宅地 (第2種住居地域)

数量 4,187.74 m²(登記=実測数量)

2 入札参加申込日時

令和8年7月21日(火) から令和8年8月20日(木) 必着(郵送のみ)

3 開札日時

令和8年9月17日(木) 14時から

4 開札場所

神戸市中央区京町7番地 新クレセントビル

神戸市職員共済組合

5 実施要領

本件入札に関する実施要領については、令和8年7月21日(火) から令和8年8月20日(木) の間に本共済組合ホームページ(<https://kobe-kyosai.jp>) よりダウンロードしてください。

6 現地見学について

令和8年8月10日(月) 13時から14時まで

見学を希望される方は、令和8年8月3日(月)(時間: 平日9時から17時まで。12時から13時までの間を除く) までに下記の問い合わせ先までお申込みください。

7 参加申込及び問い合わせ先

〒650-0034

神戸市中央区京町7番地 新クレセントビル9階

神戸市職員共済組合

電話番号 078-322-5109